

も、原則として対象外となります。
協力してまちをきれいに

基本的には洗濯し、適当な大きさにたたみ、ひもで十文字に縛り、ボタンやファスナーはつけたままを出してください。汚れのひどいものや濡れたものは、対象外です。また、制服や布団など綿の入ったもの、カーペット、ストッキング、雨具類、ぬいぐるみなど衣類以外のもの



衣類はひもで十文字にしぼり、雨の日は透明なビニール袋に入れる

空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをはじめ、犬のふんの放置など、生活環境を損ねる問題が後を絶ちません。

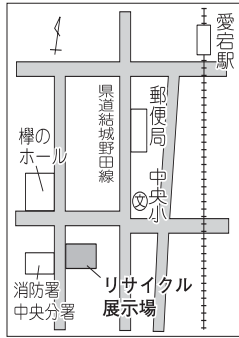
市では、市民の快適な生活環境を守るため、平成9年に「野田市環境美化条例」を定め、ポイ捨てや犬のふんの散乱防止をはじめ、缶やびんなどの飲料水を販売する事業所に回収箱の設置を求めるなどの取り組みを行っています。

また、廃棄物減量等推進員を中心とした通報やパトロール、委託

リサイクル展示場 家具などを修繕し無料で提供

増え続けるごみの減量化対策の一環として、リサイクル展示場を櫻のホール近く(中野白)にオープンし、皆さんから粗大ごみとして回収したタンスや机、いすなど、家具の中からまだ十分に使えるものを選び、修理、加工して展示しています。

展示品は、毎週土曜日9時から16時まで自由に見ることができ、日曜日に抽選(同日9時〜9時40分に一人1枚、抽選券を配布)



で希望者に差し上げています。

費用は無料ですが、会場からの搬出は、希望者自身で行ってください。残った品は、水曜日から金曜日まで随時提供しています。

【問合せ】 清掃計画課

業者による巡回、24時間電話通報制度、関係地権者へ下草刈りや防護柵の設置など土地管理の強化要請、不法投棄防止看板の設置、監視カメラの設置など、市と市民、事業者、所有者が一体となって美化に取り組んでいます。

◆不法投棄は「犯罪行為」です

ごみの不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、自然環境の破壊にもつながるので、絶対に許すことができない犯罪行為です。人目につきにくいから、ごみが

19年度の引換券の残りを トイレットペーパーに

トイレットペーパーに

市では、ごみの減量化・再資源化を進めるため、今年も、平成19年度分として配布した指定ごみ袋引換券の残券を、トイレットペーパーに交換する還元事業を表の日程で行っています。

交換するトイレットペーパーは、皆さんから資源として出された、古紙100パーセントの再生品です。交換は引換券1枚(ごみ袋10枚分)につき1パック(12ロール入り)で、ごみ袋20枚券の場合には2パックになります。

なお、19年度分の引換券は、20年3月31日までの交換となります。

捨ててあるから、他人もやっているから、ポイ捨てだったら構わないからなどの理由で、市内の山林・農地・遊休地・道路・水路などと、さまざまな場所で、ペットボトルから建築廃材まで、ごみが不法投棄されています。

◆見かけたら通報を

罰金刑に処せられました。不法投棄を見かけたら、野田警察署、清掃第一課、関宿クリーンセンターまで、お知らせください。

※清掃第一課と関宿クリーンセンターでは、休日、夜間も留守番電話で、常時通報を受け付けます。

廃棄物処理法では、不法投棄の罰則を、「5年以下の懲役若しくは1千万以下の罰金に処し、又はこれを併科する」と定められています。平成19年には、市内で14人が検挙され、いずれも数十万円のが

引き換えは、6、7面に掲載している指定ごみ袋取扱店で行ってください。

【問合せ】 資源回収のことは清掃計画課／ごみ収集、不法投棄のことは清掃第一課 ☎7138-11001・関宿クリーンセンター ☎7196-0022



古紙100パーセントの再生品

日程	時間	場所	備考
3月1日(日) 3月14日(日)	9時〜17時	北コミュニティ会館 (1階談話コーナー)	
3月15日(日) 3月31日(日)	8時〜17時30分 (1階ロビー)	勤労青少年ホーム	全日実施
3月17日(日) 3月31日(日)	9時〜17時	関宿福祉センターやすらぎの郷会議室 (関宿クリーンセンター側)	休館日 3月20日 を除く

※関宿福祉センターやすらぎの郷の休館日(3月20日(日))は交換を行いません。
 ※勤労青少年ホームを利用される方は、同ホームが文化センターの駐車場を利用してください。
 ※交換は表内のいずれの施設でも可能です。
 ※関宿北部公民館・関宿南部公民館では交換を行いません。